



2022年11月11日

各 位

会 社 名 アジア航測株式会社  
代表者名 代表取締役社長 畠 山 仁  
(コード：9233 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役経営本部長 中島 達也  
(TEL. 044-969-7230)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月14日開催予定の第75回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみ	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>なすことができる。</u></p>	
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
	<p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に</u></p>
	<p><u>際し、株主総会参考書類等の</u></p>
	<p><u>内容である情報について電子</u></p>
	<p><u>提供措置をとるものとする。</u></p>
	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をと</u></p>
	<p><u>る事項のうち法務省令で定め</u></p>
	<p><u>るものの全部または一部につ</u></p>
	<p><u>いて、議決権の基準日までに書</u></p>
	<p><u>面交付請求した株主に対して</u></p>
	<p><u>交付する書面に記載しないこ</u></p>
	<p><u>とができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p>
	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過</u></p>
	<p><u>措置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第1条 2022年9月1日から6ヶ月以</u></p>
	<p><u>内の日を株主総会の日とする</u></p>
	<p><u>株主総会については、定款第</u></p>
	<p><u>15条(株主総会参考書類等の</u></p>
	<p><u>インターネット開示とみなし</u></p>
	<p><u>提供)はなお効力を有する。</u></p>
	<p><u>2. 本附則は、前項の株主総会の</u></p>
	<p><u>日から3ヶ月を経過した日後</u></p>
	<p><u>にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年12月14日

定款変更の効力発生予定日 2022年12月14日

以上